香美町上下水道事業障害者活躍推進計画

令和2年3月

機関名	香美町上下水道事業	
任命権者	香美町上下水道事業管理者 香美町町長	
計画期間	令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年間)	
香美町上下水	香美町上下水道事業は、職員総数が十数名程度の小規模な機	
道事業におけ	関であり、職員は町長部局からの新規採用職員及び人事異動職	
る障害者雇用	員で構成されているため、独自の職員の募集・採用は行ってい	
に関する課題	ない。よって障害者に限定した募集・採用も行っていない。	
目標		
① 採用に関	なし	
する目標		
	※職員は町長部局からの新規採用職員及び人事異動職員で構成	
	されており、独自の職員の募集・採用は行っておらず、また、	
	職員総数が法定雇用率の適用外であるため。ただし、町長部	
	局との協議の中で、障害者である職員の雇用に努める。	
② 定着に関	なし	
する目標		
	※障害者である職員を雇用した以降に、定着状況データを把握	
	予定	
③ 満足度、	なし	
ワーク・エン		
ゲージメント	※障害者である職員を雇用した以降に、実態に関するデータを	
に関する目標	収集する。	
④ キャリア	【障害者が担当する職務の開拓】	
形成に関する	開拓に向けて努力・検討を行う	
目標		

取組内容

1. 障害者の活躍を推進する体制整備

(1)組織面

- ○障害者雇用推進者として上下水道課長を選任する。
- ○障害者である職員を雇用した以降に、必要に応じて、組織内の人的サポート体制(障害者雇用推進者(香美町障害者活躍推進計画の障害者雇用推進者である総務課長を含む。)、職場適応支援者、支援担当者等)を整備するとともに、組織外の関係機関(豊岡公共職業安定所香住出張所、その他障害者が利用している支援機関)と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理した上、関係者間で共有する。

(2)人材面

○障害者である職員を雇用した以降に、支援担当者である職員を中心に、年に1回以上、厚生労働省障害者雇用対策課又は 兵庫労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター 養成講座」の受講案内を行い、参加を募る(過去に同講座を 受講したことがない職員に限る。)。

2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ○障害者である職員を雇用した以降に、年に1回以上、勤務整理表や組織内アンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。
- ○新規採用時その他定期的に面談を行い、障害者と業務の適切 なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検 討を行う。

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

(1)職務環 境

- ○基礎的環境整備として、障害者の要望を踏まえ、環境整備を 検討する。
- ○障害者からの要望を踏まえ、就労支援機器の購入を検討する。
- ○障害者からの要望を踏まえ、作業マニュアルのカスタマイズ 化やチェックリストの作成、作業手順の簡素化や見直しを検 討する。

		○新規に採用した障害者については定期的に面談により必要な
		配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。
		○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏ま
		えつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
	(2)募集・	○採用選考に当たり、障害者からの要望を踏まえ、本採用まで
	採用	に少ない勤務時間での慣らし期間を設ける等障害特性への配
		慮を行う。
	(3)働き方	○時差出勤・早出遅出制度などの柔軟な時間管理制度の活用を
		促進する。
		○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進
		する。
	(4)キャリ	○会計年度任用職員について、採用の時点で中長期的なキャリ
	ア形成	ア形成に関する本人の希望を面談等により把握し、その内容
		や各職種で求められる技能等も踏まえた職務選定を行う。ま
		た、任期終了まで残り4か月となった時点で職務経験の総括
		的な振り返りを行う(必要に応じ外部の支援機関も交え、面
		談を実施したり書面を作成する。)ことにより、任期の終了後
		においても引き続き公務内外で就労できるように支援を行
		う。
	(5)その他	○定期的な面談の設定及び必要に応じて随時面談を実施し、状
	の人事管	況把握・体調配慮を行う。
	理	○中途障害者(在職中に疾病・事故等により障害者となった者
		をいう。)について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、
		職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等
		の取組を行う。
		○本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」
		の活用等により、就労支援機関等と障害特性等についての情
		報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。
4.	その他	

○毎年度作成する香美町障害者就労施設等からの物品等の調達 の推進等を図るための方針に基づく障害者就労施設等への発 注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。